条例の提案に対する意見の申出について (報告)

令和4年12月定例県議会に提案される福岡県職員の高齢者部分 休業に関する条例案について、別紙1のとおり知事から意見を求め られたため、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則(昭和4 2年福岡県教育委員会規則第6号)第4条第1項の規定に基づき、 臨時代理により、別紙2のとおり回答しましたので、同条第2項の 規定により報告し、承認を求めます。

令和4年12月9日教 育 長

別紙1

4 人 第 1 0 9 6 号 令和 4 年 1 1 月 8 日

福岡県教育委員会 殿



条例の提案に対する意見の聴取について

令和4年12月定例県議会に下記の条例案を別紙のとおり提案したいので、地方教育 行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、 貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 提案条例案福岡県職員の高齢者部分休業に関する条例案
- 2 回答期限 令和4年11月10日

別紙2

4 教総第1834号 4 教教第3182号 令和4年11月10日

福岡県知事殿

福岡県教育委員会



条例の提案に対する意見の申出について(回答) (対11月8日4人第1096号)

さきに意見聴取のあった条例の提案については、同意します。

福岡県職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

1 制定の理由

職員の定年引上げに併せて、高齢期職員の多様な働き方のニーズ (加齢による諸事情への対応、地域貢献等) に対応するため、地方公務員法に定める高齢者部分休業に関し、必要な事項を条例で定めるもの。

2 条例の概要

(1) 休業の申請及び承認

5 5 歳に達した職員が高齢者部分休業を申請した場合において、任命権者が公務の運営に支障がないと認めるときは、当該休業を承認することができる。

(2) 休業時間

職員の1週間当たりの正規の勤務時間に2分の1を乗じて得た時間を 上限として任命権者が定める時間の範囲内(5分単位)

(3) 休業の期間

休業を開始する日(55歳に達した日の属する年度の翌年度の4月1日 以後の日)から定年退職日まで

(4)給与の取扱い

勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額

3 施行期日

令和5年4月1日

概要

するため、 める高齢者部分休業に関し、 職員の定年引上げに併せて、 地方公務員法 (昭和二十五年法律第二百六十一号) 必要な事項を条例で定めるものである 高齢期の職員の多様な働き方に対応 に定

二 条例案の要旨

- $\left(\right)$ Ł この条例は、 のであること。 高齢者部分休業に関し必要な事項について定め (第一条関係) る
- 一条関係) 高齢者部分休業の承認について規定するものであること。 (第
- $(\overline{\underline{}})$ 高齢者部分休業取得中の給与について規定するものであること (第三条関係)
- (四) 定するものであること。 高齢者部分休業を取得した職員の退職手当の取扱いについ (第四条関係) て規
- (<u>F</u>) 定するものであること。 高齢者部分休業の承認の取消し又は休業時間の短縮に (第五条関係) 0 V) て規
- (六) 高齢者部分休業の休業時間の延長につ (第六条関係) いて規定するものである
- (七) のであること。 この条例の施行に関し必要な事項は、 (第七条関係) 人事委員会規則で定める
- (\mathcal{N}) (附則関係) この条例は、 令和五年四月一日から施行するもの であること。

福岡県職員の高齢者部分休業に関する条例の制定につい

7

右の条例案を別紙のとおり提出する。

令和四年十二月 日

福岡県知事 服部 誠太郎

理由

るため、 が、 高齢者部分休業に関し、 職員の定年引上げに併せて、高齢期の職員の多様な働き方に対応す この条例案を提出する理由である。 地方公務員法 (昭和二十五年法律第二百六十一号)に定める 必要な事項を条例で定める必要がある。これ

福岡県職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第 号。 以下同じ。 休業 市町村立学校職員給与負担法 一条 一条及び第二条に規定する職員を含む。 以下 この条例は、 (法第二十六条の三第一項に規定する高齢者部分休業をいう。 法 に関 という。 し必要な事項を定めるものとする。 地方公務員法 第二十六条の三の規定に基づき、 (昭和二十三年法律第百三十五号) (昭和二十五年法律第二百六十一 以下同じ。 の高齢者部分 職員 第

(高齢者部分休業)

第二条 間 福岡県条例第一号)第九条第一項に規定する正規 勤務時間 の範囲内で、 に二分の 高齢者部分休業の承認は、 (福岡県職員の勤務時間、 一を乗じて得た時間を上限として任命権者が定め 五分を単位として行うものとする。 当該職員の 休暇等に関する条例 一週間当た の勤務時間を りの正 (平成十年 る時 規 Ś \mathcal{O}

- 2 十五歳とする。 法第二十六条の三第一項の高年齢として条例で定める年齢は、 五.
- 3 項に規定する年齢に達 \mathcal{O} 日 任命権者は、 から、 当該職員に係る高齢者部分休業を承認することが 公務の運営に支障がない した日の属する年度の翌年度の四月 と認めるときは、 一日以後 職員が前 できる

(高齢者部分休業取得中の給与)

福岡県警察職員の 福岡県職員 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合に \mathcal{O} 条に 給与に関 給与に関する条例 お 1 て する条例 「県職員給与条例」 (昭和三十二年福岡県条例第四 (昭和三十二年福岡県条例第五 という。 第十四条、 は、

う。 員給与条例第十八条に規定する勤務 県条例第五十 条及び福岡県公立学校 て給与を支給する。 県職員給与条例第十 第十四条の規定にかかわらず、 以下この条にお 一号。 以下こ 八条、 職員 1 7 の条にお の給与に関する条例 「警察職員給与条例」 警察職員給与条例第十七条又は学校職 いて 一時間当た その勤務しない 「学校職員給与条例」とい り 昭昭 とい の給与額を減 和三十二年福岡 う。 一時間に 第十三 つき

(退職手当の取扱い)

第 四条 部に 第十条の三」 ける退職手当条例第十条第五項及び第七項の規定の適用に 条の三の規定により計算した在職期間から除算する。 分の 三十八年福岡県条例第二十七号。 分休業に 岡県条例 の三並びに福岡県職員の高齢者部分休業に関する条例 退職手当条例第十条第五項中 という。 0 高齢者部分休業の承認を受けて職員が一週間 関す 第 相当する期間を福岡県職員の退職手当に関す て勤務 る条例第四条」 とあるの 第十条第一項か しなか 号) 第四条」と、 は った場合には、 「第十条の三並 とする。 ら第四項まで、 「第十条 以下この条にお 退職手当条例第十条第七項中 その勤務し $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ の三」とあ に福岡 第十条の二及び 県職員の な 1 る \mathcal{O} 7 か んる条例 勤務時 のは この場合 2 「退職手当条 (令和四年福 た期間 高 つい 「第十条 (昭和 者部 ては \mathcal{O}

(承認の取消し又は休業時間の短縮)

第五条 同 意を得たときは、 (高齢者部分休業 8 \mathcal{O} 任命権者は、 措置、 を講ずることが 高齢者部分休業をし の承認を受けた 高齢者部分休業 著し く困難とな \mathcal{O} 週間当た 承認を取 て 1 る職員の業務を処理す 9 り消 た場合で当該 ŋ の勤務 又は な 休 職 員 \mathcal{O}

をいう。以下同じ。)を短縮することができる。

(休業時間の延長)

第六条 きは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。 間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めると 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時

(人事委員会規則への委任)

第七条 る。 この条例の施行に関し必要な事項は、 人事委員会規則で定め

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。